

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 6 年 6 月 18 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進業務
- (2) 業務内容 農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進業務委託仕様書（別添 1）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 19 日まで
- (4) 契約限度額 4,796,550 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」（以下「入札参加資格者名簿」）における大分類が「4 調査・研究」、小分類が「1 調査・研究（社会経済分野）」又は大分類が「9 その他」、小分類が「4 研修業務」であること。
- (7) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (8) 過去 5 年間に、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体から、農業・農村の維持・活性化に向けた地域の実態調査又は地域住民の話合いの活性化や合意形成を図る講座等を開催する業務の受託実績を有すること。
- (9) 農村型地域運営組織（農村 RMO）の専門的な知識を有すること

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約条項を示す場所

岡山県農林水産部農村振興課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号

電話：(086)226-7442/Fax：(086)224-1109

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布

- ア 配布期間 令和6年6月18日(火)から令和6年6月27日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県農村振興課ホームページからダウンロードできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書等(様式第1・2号)の提出

- ア 提出期間 令和6年6月18日(火)から令和6年6月27日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出書類 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号) 1部
会社概要及び業務実績(様式第2号) 1部
- エ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。アの期間内必着のこと。)
- オ その他 会社概要は、既存のパンフレット等があれば添付すること。
業務実績については、過去5年間に実施した当該業務に類似した業務の実績についてその企画内容や成果物等が分かる資料を添付すること。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

- ア 審査結果の通知
技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められるものに対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。
- イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求
技術提案資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年7月1日(月)までに、下記(4)ウの宛先にFax若しくはメールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和6年6月18日(火)から令和6年6月24日(月)(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)により提出すること。
- ウ 宛先 岡山県農林水産部農村振興課 Fax：(086)224-1109
Mail：noson@pref.okayama.lg.jp
- エ 回答 質問への回答は、岡山県農村振興課ホームページ上に掲載する。
- オ その他 技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し

立てることはできない。

5 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月5日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (3) 提出書類 技術提案書 5部(正本1部+副本4部)
見積書及び見積積算内訳 1部(参考様式1)
- (4) 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるもの)に限る。
- (5) 留意事項 技術提案書の作成に当たっては、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進業務に係る技術提案書等作成要領(別添2)によること。

6 技術提案書の審査

- (1) 審査方法
岡山県農林水産部農村振興課において、技術提案書等の内容を別に定める選考要領により審査し、契約の相手方を選定する。
- (2) 審査結果の通知方法
審査後、速やかに書面により通知する。

7 その他

- (1) 業務委託契約書の作成を要する。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条から第155条までの規定による。
- (3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書(様式第4号)を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。
- (4) 業務の詳細は、別添の仕様書による。
- (5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。